2020年3月27日

文部科学大臣

萩生田　光一　殿

日本私立大学教職員組合連合

（日本私大教連）

中央執行委員長　照本　祥敬

**新型コロナウイルス感染拡大に関する緊急要請書**

今般、新型コロナウイルスは世界的に拡散し、国内での感染者数が増加している影響から、多くの私立大学・短期大学（以下、私立大学等）が、卒業式および入学式の中止、新年度の授業開始時期の延期等の判断を行っています。また、感染拡大を防ぐための不要不急の外出抑制が長期化する中で、国民の経済活動全般に深刻な影響が広がり、家計の急変により、一部の在学生および入学予定者等（以下、学生）は、進学・修学が困難な状況に直面しています。

文科省は、2020年3月24日に「令和２年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（元文科高第1259号）（以下、文科省通知）を発出しました。文科省通知は、感染の拡大防止措置の実施や学事日程の編成、学生の修学支援等に関する留意をよびかける内容です。

しかし、適切な感染防止対策や学生の修学支援措置の実施を各私立大学独自の措置や自助努力のみに求めることは、国の責任を放棄するものです。財政状況によって、十分な対策を講じることができない私立大学では、教職員および学生の感染拡大が生じかねません。

私立大学は日本の高等教育において学生の約８割を占めるなど主要な部分を担っています。こうした私立大学の教職員および学生の健康・安全を守り、学生の修学の機会を確保するため、大学の自助努力に委ねるのではなく、政府の責務として緊急の措置を講ずることが不可欠です。

つきましては、下記の措置を可及的速やかに実施するよう要請いたします。

記

**１．教職員の健康・安全を守る措置**

（１）各私立大学において、感染した教職員、感染者との濃厚接触の疑いのある教職員、感染の疑いのある症状が見られる教職員、基礎疾患を有する教職員、重症化リスクがある高齢の教職員が休業する場合に代替の教職員を必要としたときは、その雇用に係る経費を補助すること。

（２）文科省通知は、授業期間の縮小や休校を行う場合における非常勤職員等の業務体制の確保を求めている。授業が行われなかった期間の非常勤講師の賃金不支給、有期雇用教職員の雇止めなどが行われないよう周知・徹底すること。

**２．感染防止対策に関する私立大学への補助**

（１）文科省通知は、３条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避するよう求めている。終息の目途が立たない状況にあり、また感染者が出れば一定期間の休校が必要となることから、現実的には遅かれ早かれ、遠隔授業を行うことが必要と考えられる。各私立大学が、遠隔授業等を行うための設備（カメラ、モニター、マイク、通信装置など）を整えることができるよう経費を全額補助すること。

（２）換気設備を導入できるよう補助すること。

（３）学生、教職員の毎朝の検温を確実・容易に行えるよう、発熱者スクリーニング等の装置を全私立大学に配布すること。

（４）文科省の求めに応じ、ドアノブなど共有部分の消毒・清掃が、日常の清掃以上に求められるなか、清掃業務を外部に委託している多くの私立大学では委託内容の追加となり経費がかかる。また感染者が出た場合には消毒作業が必要となる。大学はその性質上、集団感染源となりかねないことから、新型コロナウイルス感染防止のための消毒・清掃に臨時的にかかる経費を全額補助すること。

（５）新型コロナウイルス感染防止対策のために、各私立大学において業務量の増加や経費負担が発生している。上記のほか、新型コロナウイルス感染防止対策に要した経費負担について、補助を行うこと。

**３．学生の修学を保障する措置**

（１）高等教育修学支援新制度の年収要件・機関要件等の臨時的拡大を行い、直近の家計急変で経済的に修学困難となったすべての学生が給付型奨学金の支給、授業料減免を受けられるよう措置を行うこと。

（２）経済的事由により入学金、授業料等の期限内納付が困難になっている学生に対して柔軟に対応するよう、各私立大学に要請すること。あわせて、各私立大学が入学金、授業料の納付猶予が行えるよう、必要なつなぎ資金としての無利子の貸付を行うこと。

（３）奨学金返還が困難となった者については、収入が回復するまでの期間における返還額を免除すること。

（４）大学が遠隔授業を行う場合、学生がそれを受講するには多額の通信費が発生する。通信費無料のWi-fiを使おうとする場合、結局、大学に出校したり、多数の人が集まる場所に設置されているWi-fiスポットを利用せざるをえない。各私立大学が学生に通信費を援助できるよう補助をしたり、政府として通信会社に無料化を求めるなどの措置を講じること。

以　上